



令和3年 (2021年) 9月9日(木)

No. 15492 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆先使用に基づく通常実施権「事業の準備」
について裁判例紹介(上)……………(1)

☆商標審査を約2倍の速度で! SPEED UP! (7)

先使用に基づく通常実施権「事業の準備」 について裁判例紹介(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所
弁護士・弁理士 高橋 正憲

第1 はじめに

特許法79条は、先使用に基づく通常実施権を規定する。同通常実施権については、権利発生要件の一つとして、「事業の準備」が規定され、「事業の準備」をしている者には、他要件も具備すれば、法定の通常実施権が発生し、特許権に対抗できることになる。

では、いかなる程度の「事業の準備」をしていれば、法定の通常実施権が発生するのか?この論点につい

ては、多くの紛争で争いになり、多数の裁判例が蓄積されている。

最高裁昭和61年(オ)第454号同年10月3日第二小法廷判決・民集40巻6号1068頁(以下、「ウォーキングビーム最高裁判決」という。)が出されて以降、概ね「即時実施可能な状態」ではなくとも、試作品の完成の程度をもって、「事業の準備」要件を具備するとした従前の下級審の潮流が存在した。

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携!
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所各員教授 元会計検査院第四局長 有川 博 著

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

2020



※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!

全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <https://www.gov-book.or.jp>